

# 富山県立大学新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン

制 定 令和2年10月27日

改 訂 令和2年11月30日

富山県立大学危機対策本部

本学における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインを以下のとおり定める。

本学の学生、教職員はこのガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるものとする。

なお、このガイドラインの趣旨に沿った内容で、工学部、看護学部においてそれぞれ個別具体的な活動に関するより詳細な指針、マニュアル等を定めることを妨げない。

## 1 基本的な感染症対策

学生、教職員は学内、学外を問わず、日常的に以下の基本的な感染症対策を徹底する。

### ① 接触・飛沫感染防止対策の徹底

- ・十分な対人距離の確保（人の間隔はできるだけ2 m《最低1 m》空ける）
- ・マスク・フェイスシールド等（以下「マスク等」という。）の着用
- ・手洗い（水、石鹸、手指消毒薬を使用し適切な手洗いを行う）

### ② 「3密」の回避

換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面の3つの条件が重なることを徹底的に回避する。

また、当面、感染者が多く発生している施設への出入りは慎重に判断する。

### ③ 咳エチケットの徹底

### ④ 自己の健康管理

毎朝、検温を実施し、発熱、咳、味覚・嗅覚障害及び鼻汁等の症状がみられるときは、登校・出勤せず、不要不急の外出を控える。

### ⑤ 新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）を積極的に活用する。

- ⑥ 次のいずれかに該当する場合は、まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談する。
- なお、相談する医療機関に迷う場合には、受診・相談センター等に電話で相談する。
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・重症化しやすい者（\*）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
    - \* 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患《慢性閉塞性肺疾患など》）などのある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者
  - ・重症化しやすい者以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合はすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない者も同様。）

※ 富山県・石川県の相談センター等連絡先

富山県（受診・相談センター）	石川県
新川厚生センター 0765-52-2647	石川県発熱患者等受診相談センター（コールセンター） 0120-540-004（フリーダイヤル）
同 魚津支所 0765-24-0359	
中部厚生センター 076-472-0637	
高岡厚生センター 0766-26-8414	
同 射水支所 0766-56-2666	
同 氷見支所 0766-74-1780	
砺波厚生センター 0763-22-3512	
同 小矢部支所 0766-67-1070	
富山市保健所 076-461-7511	

## 2 学内に入構する際の感染症対策

学生、教職員は学内に入構する際には、以下の対策を徹底する。

- ① 1の④の健康管理に留意し、異常がある場合は入構しない。
- ② 通学・通勤は人混みを避け、ゆとりをもって登校・通勤する。
- ③ マスク等を着用する。

- ④ 施設に入る際に、設置されているアルコール消毒液で手指消毒を行う。

なお、教職員が学外者を構内に招き入れる際は、当該学外者に対し、上記①、③、④の感染症対策を要請する。

### 3 授業における感染症対策

- ① 教職員は授業の前後に部屋の換気を行う。授業中も可能な限り二方向の窓を開けておく。なお、換気装置がある部屋は常時稼働させておく。
- ② 学生、教職員とも教室に入室する際にはアルコール消毒液で手指消毒を行う。
- ③ 学生、教職員ともにマスク等を着用し、健康上の問題等特段の理由がない限り、授業中は、マスク等を外さない。
- ④ 学生は、指定された席に座る。
- ⑤ 教職員が発言する場合は、十分な距離（2 m 《最低1 m》）をとる。また、学生に発言させる場合も同様の距離をとれるよう配慮する。
- ⑥ 教職員は、授業終了後、マイク、教卓、使用した共用物品をアルコール消毒する。
- ⑦ 学生は、当日、その講義室で行われる最初の授業の前と、同じくその講義室で行われる最後の授業の後に机の上をアルコール消毒する。

### 4 図書館利用時の感染症対策

- ① 座席数を間引くなど、一度に利用できる人数を制限し、向かい合って会話をしないよう利用者に周知する。
- ② 利用者にマスク等の着用及び入館前の手指消毒を促す。
- ③ 大学は図書館運営を委託する事業者に対し以下の点を要請する。
  - ・図書館業務に従事する者の健康管理の徹底。
  - ・一定の間隔で換気を行う。
  - ・机、椅子、書架、スイッチやドアノブ等、人が触れやすい器物の消毒に努める。
  - ・サービスカウンターに遮蔽板を設置し、来館者とは遮蔽板越しに会話する。
  - ・サービスカウンター等で順番待ちが発生する場合は、各人が一定間隔（1

m) 空けるよう要請する。

・上記の他「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日 公益社団法人日本図書館協会)を参考に必要な取組みを行う。

#### 5 自習室・談話室等の共有スペース利用時の感染症対策

- ① 一度に利用できる人数を制限し、向かい合って飲食や会話をしないよう利用者に周知する。
- ② 常時換気に努める。
- ③ 利用前の手指消毒を促す。
- ④ 机や椅子等を定期的に消毒する。

#### 6 教員室・研究室における感染症対策

- ① 換気に努め、密集、密接を避ける。
- ② 複数の者が在室する場合は、全員マスク等を着用する。
- ③ スイッチやドアノブ等、人が触れやすい器物の消毒に努める。
- ④ 教員室等の管理者は、発熱等の風邪症状のある者の入室を制限する。
- ⑤ 入室者を記録する。

#### 7 学生の課外活動における感染症対策

当面、サークル活動等の課外活動の実施の可否について、大学からの指示に従うとともに、活動を行う際は1の基本的な感染症対策を徹底すること。

#### 8 学内・学外における会議、打ち合わせ等における感染症対策

- ① 会議のオンライン化を推進する。
- ② 会議時間の短縮に努める。
- ③ 対面の(オンラインではない)会議を行う場合は、以下を実施する。

- ・マスク等を着用する。
- ・会議室に入室する際はアルコール消毒液で手指消毒をする。
- ・換気に努め、密集、密接を避ける。

## 9 事務局窓口における感染症対策

- ① 来訪者にはマスク等の着用を要請する。
- ② 来訪者とは遮蔽板越しに会話する。
- ③ 窓口で順番待ちが発生する場合は、各人が一定間隔（1 m）空けるよう要請する。
- ④ スイッチやドアノブ等、人が触れやすい器物の消毒に努める。

## 10 行事・イベント等の実施時における感染症対策

- ① 行事等の実施にあたっては、国、県から示される基準や開催制限の目安を踏まえ、実施の可否等を検討する。
- ② ①の検討の結果、行事等を実施する場合は、「3密」の回避に加え、当該行事等の態様・特徴に応じて、必要な感染防止対策措置や、開催方式の工夫等を講じる。
- ③ 研究活動に係る比較的少人数のイベント等を実施する場合は、以下の点を参考に、必要な感染防止対策を講じる。
  - ・Web会議ツールを活用したプログラムのライブ配信、特設サイトを用いたプログラムのオンデマンド配信など、オンラインでの学会開催の検討。
  - ・オンライン上でのポスター展示場やWeb会議ツールを活用した審査や質疑応答。
  - ・Web会議ツールを活用した見学や参加者を少人数のグループに分け、多数の人が一箇所に集まらないようなスケジュール・動線等の工夫。

## 11 学生・教職員の県外への移動について

- ① 県外への移動に係る方針については、国内外、県内外の感染拡大の状況を踏まえて決定する。学生・教職員は大学の発信する情報に留意し、常に最新の状況や大学の方針を確認する。

- ② 当面、感染者が多く発生している地域への移動は慎重に判断する。また、移動先における感染者が多く発生している施設への出入りについても同様。

## 12 生協食堂・購買窓口における感染症対策

大学は、以下の感染症対策を大学生協責任者等に要請する。

- ・従業員等の毎日の検温実施。
- ・従業員等の手洗い、うがい、咳エチケット、手指消毒の励行。
- ・食堂における座席の間引き、混雑時の利用制限、飛沫感染防止のための遮蔽板の設置。
- ・利用者に大声での会話をしないように周知する。
- ・利用者の順番待ち時の一定間隔の確保。
- ・弁当販売の促進。
- ・手すり・ドアノブ・カウンター等、人の触れやすい器物の消毒の励行。

## 13 学生・教職員の感染者が発生した場合の対応

- ① 学生・教職員の感染が判明した場合には、国（文部科学省）に報告するとともに、県の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の必要性について、県の衛生部主管部局と相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。
- ② 学生の感染が確認された場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該学生に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。